

平成 29 年度事業計画

(社会福祉法人静岡県共同募金会)

第 1 基本的事項

70 周年～運動性の再生に向けた取り組み

昭和 22 年に始まった「国民たすけあい共同募金」は、共同募金運動としてそれぞれの時代における福祉課題の解決や地域福祉の推進のため国民運動として行われ、今年で 70 周年の節目の年を迎える。

本県では、これまでの寄付金総額は 288 億円に上り、その助成で民間社会福祉事業の向上発展に大きく寄与してきた。

しかし、募金方法や助成内容が固定化し、課題解決のための運動としての意識や取り組みが薄れ、寄付者からその実態が見えにくくなり、その結果、募金額は平成 7 年度をピークに減少し続けている。

一方で、少子・高齢化の進行や流動化する社会・経済情勢を背景に、生活困窮など社会的課題は多様化、複雑化し、課題解決のための資金ニーズは拡大している。

こうした中、中央共同募金会は、募金活動の運動性の再生を謳う 70 年答申への対応を定めた推進方策において、運動性の再生に向け、組織や募金、助成のあり方等の計画的な見直しが必要であるとし、その実現のため中央共同募金会、都道府県共同募金会、市町村共同募金委員会がそれぞれ具体的な取り組みを行うこととしている。

本会では、「じぶんの町を良くするしくみ。」という理念の下、募金と助成が循環する本来のしくみの再生を目指し、本年度は次の 5 つの方針に沿って活動を展開する。

- ① 課題解決に向けた地域福祉活動の資金ニーズに応えるため、関係機関・団体との連携によりきめ細かな共同募金運動を展開するとともに、使途選択募金など新たな募金手法に挑戦する。
- ② 社会福祉協議会と協調・連携して、助成基準の明確化、助成のあり方等を見直し、効率的・効果的でわかりやすい助成活動「使途の見える化」に努め、助成が募金につながる循環するしくみを目指す。
- ③ 運動創設 70 周年を契機に 70 周年記念事業を幅広く展開し、共同募金の意義を周知するとともに、共同募金を通じて寄付文化の醸成に努める。
- ④ 70 年答申・推進方策が謳う共同募金運動の運動性の再生を図るため、自らも機能強化を図るとともに、市町村共同募金委員会の組織の見直しなどを支援する。
- ⑤ 社会福祉法改正の趣旨である経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上等を図り、寄付者に信頼される開かれた共同募金会を目指す。

第2 募金活動

地域の諸課題を解決するための福祉活動を推進するため、あらかじめ地域福祉活動の行う団体等から要望を取りまとめたうえで、使いみち（助成計画）や目標額（募金計画）を定めて募金活動を展開する。

1 社会的ニーズの把握

(1) 県及び市町社会福祉協議会との連携

地域福祉を推進する上で、地域福祉の財源を担う本会と地域福祉を実践する社会福祉協議会とは車の両輪であることから、緊密な連携を図りに共通認識の形成に努める。

- ・静岡県社会福祉協議会に、社会福祉法第 119 条の規定に基づき目標額、助成の範囲に対する意見を求める。
- ・地域福祉活動母体としての役割が大きい市町社会福祉協議会の意見・要望を踏まえた運動を展開する。

(2) 助成施設団体等との意見交換

助成先が抱える福祉課題について、共同募金の助成を通じて課題解決が図られるよう、現地調査の際に意見交換を行い、現状と将来展望の把握に努めるとともに、必要に応じアンケート調査を行い、助成ニーズの集約に努める。

2 助成要綱の制定・周知

社会的ニーズを踏まえたうえで、助成対象となる活動主体・事業・経費等、助成条件・応募方法・審査方法等を明文化した助成要綱を作成し、多くの団体等が応募できるよう幅広く周知する。

3 助成申請の受付

募集案内を県民・団体等が閲覧できるよう本会ホームページに掲載するとともに、関係福祉団体等へ送付して、活動主体が計画する福祉活動の申請を受け付ける。

4 助成計画の策定

助成申請に基づき募金目標額の基となる助成計画を次の区分により策定する。

区 分		内 容
(1) 赤い羽根 共同募金 (一般募金)	地域福祉活動 (地域目標)	市町社会福祉協議会が主体的に取り組む地域福祉活動
	広域福祉活動 (広域目標)	福祉施設団体の機器整備、広域の福祉団体の福祉活動
(2) 歳末たすけあい募金		市町社会福祉協議会が歳末の時期に実施する贈呈事業などの支援活動
(3) NHK歳末たすけあい		民間の社会福祉施設・団体に対する見舞金贈呈事業・歳末時期の支援活動、進学等自立支援

5 募金計画（目標額）の策定

助成計画を実行するために必要額を算出し、次の区分により募金運動の募金計画（目標額）とする。

区 分		内 容
(1) 赤い羽根 共同募金 (一般募金)	地域目標額	市町社会福祉協議会の地域福祉活動計画による事業計画に基づき市町共同募金委員会が設定する。
	広域目標額	施設・団体・ボランティアなどに対する助成計画に本運動の事務費を加え、さらに諸般の状況を勘案して決定する。
	使途選択募金 目標額	参加団体の申請額など諸般の状況を勘案して決定する。
(2) 歳末たすけあい募金		市町社会福祉協議会が歳末の時期に実施する贈呈事業などの支援計画をもとに、市町共同募金委員会が募金目標額を設定する。
(3) NHK歳末たすけあい		前年度実績額を勘案し設定する。

6 広報・啓発活動

(1) チラシ、ポスターなど広報資材による広報

赤い羽根、70 周年記念ロゴマークを活用したチラシ、パンフレット、ポスター、等を活用し、募金ボランティアを中心に、地域、法人、学校、職場、助成先など様々な場所で広報を行い、広く県民に周知する。

(2) 街頭募金キャンペーンによる広報

赤い羽根共同募金運動の開始を広く広報するために、10 月 1 日の運動開始日を中心に、県内各地で街頭キャンペーンを開催する。

(3) 報道機関による広報

- ① 募金運動の活動計画・報告を報道機関に随時提供し、広報を依頼する。
- ② 民間放送局(民間テレビ・ラジオ、ケーブルTV、コミュニティFM含む)に、運動開始用のテレビスポット、ラジオスポット(中央共同募金会制作)を提供し、広報を依頼する。
- ③ 日本放送協会に、NHK 歳末たすけあいの報道を中心とした広報を依頼する。

(4) ホームページによる広報

- ① 助成先の「ありがとうメッセージ」を掲載して使途の情報提供に努める。
- ② 申請用紙、助成要綱などをダウンロードできる仕組みを充実する。
- ③ 募金協力企業等を掲載し企業の社会貢献活動をアピールする。

(5) 地元プロサッカーチームの協力による広報

- ① 70 周年記念ポスターへのチームマスコット掲載を依頼する。
- ② チャリティグッズの提供を依頼する。
- ③ クラブ機関紙への掲載を依頼する。

(6) ありがとうメッセージの浸透と顕彰

- ① 本会作成の各資材には、ありがとうメッセージを掲載し、配布する。
- ② 本会事業の遂行に功績のあった募金ボランティア、地区・団体、従事者に対し、顕彰規程により表彰する。
- ③ 高額寄付者には、その金額に応じて感謝状を贈呈する。(紺綬褒章、厚生労働大臣感謝状、中央共同募金会会長感謝状、静岡県共同募金会会長感謝状)

(7) 税制上の優遇措置の啓発

税制上の優遇措置を広く周知し、共同募金運動への協力を促す。

【個人の寄付】所得税・住民税の寄附金控除・税額控除が適用される。

【法人の寄付】法人税法により「全額損金」とすることができる。

7 寄付依頼活動（募金活動）

平成 29 年度は、厚生労働大臣の指定を受け、平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 6 カ月間、目標額達成に向けて次のとおり共同募金運動を実施する。

(1) 赤い羽根共同募金（10 月 1 日～翌年 3 月 31 日の 6 カ月間）

① 一般募金（10 月 1 日～12 月 31 日の 3 カ月間）

区別	対象	方法
戸別募金	各世帯	募金ボランティアが各家庭を訪問して、寄付をお願いするなど自治会、町内会に依頼
法人募金	企業	共同募金委員会役職員、民生委員児童委員などの募金ボランティアによる訪問又はダイレクトメールによる依頼
街頭募金	通行人	駅前、商店街などで、通行人に寄付をお願いする。
学校募金	児童生徒	福祉教育を目的とした学校内での募金依頼
職域募金	従業員	共同募金委員会役職員、募金ボランティアが事業所などを訪問し職場内での募金を依頼
店頭募金	お客	店舗等への募金箱設置を依頼
助成先	従業員	職場での募金依頼

（募金に当たっての留意事項）

- ・ 戸別募金の依頼にあたり、地域に対し丁寧に地域の福祉課題を解決するための募金であることを説明する。
 - ・ 戸別募金において募金に協力している地縁組織、募金ボランティア等に共同募金の活用事例等（成果報告、感謝など）の情報提供を行う。
 - ・ 民生委員児童委員協議会・自治会連合会・商工団体・業界団体・教育関係団体等の会議に積極的に出向き、募金活動への協力依頼と助成成果の報告に努める。
 - ・ 既助成先に対しては、助成による成果等の PR を兼ね、「赤い羽根サポーター」として、募金活動への積極的な参加を要請する。
- ② 使途選択募金（テーマ型募金）（平成 30 年 1 月 1 日～3 月 31 日の 3 カ月間）
一般募金終了後、参加団体が福祉課題の解決に向けた具体的なテーマを定め、当該活動の財源を確保するために、共同募金運動を通じて自らが寄付を呼び掛ける使途選択募金を実施する。
寄付者が使いみちを選べる新しいタイプ募金活動である。

(2) 歳末たすけあい募金（12 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 カ月間）

12 月に、使途を歳末支援資金の助成と明確にして取り組む、歳末たすけあい募金を一般募金と同様の方法で実施する。

(3) NHK 歳末たすけあい（12 月 1 日から 12 月 25 日までの 25 日間）

12 月に、日本放送協会、中央共同募金会、NHK 厚生文化事業団の主催により募金活動を実施する。

- ・ 日本放送協会は番組を編成し、寄付を呼び掛けるとともに、結果を公表する。
- ・ 中央共同募金会は、ダイレクトメールを発送する。
- ・ 本会は、日本放送協会放送局の窓口と金融機関窓口から寄付金を受け付ける。

(4) 年間を通した寄付の受入

自動販売機	設置者と飲料メーカーからの寄付
店 頭	募金箱による寄付
中央共同募金会	ふるさとサポート募金 (インターネット、クレジットカードを通じた募金)

8 寄付金の管理

- (1) 金融機関を通じて迅速確実な方法による送金の実施
- (2) 市町共同募金委員会の現況調査の実施
- (3) 会長名領収書の適正な管理の実施

第3 助成活動

共同募金は、助成活動を通じて福祉課題の解決を図るとともに、社会の新たな課題を発見し、地域に暮らす人々が共にたすけあい、安心して暮らせる地域社会づくりに寄与するため静岡県共同募金会助成要綱に基づき次の区分により助成活動を展開する。

1 助成の内容

募金区分	助成区分	対象団体等	対象事業
一般募金	1. 地域福祉活動支援事業	・市町社会福祉協議会 ・広域(複数市町域)の福祉、更生保護活動団体等	・平成30年度に福祉サービス、更生保護を必要とする支援対象者に対して行う福祉活動及び更生保護活動のための事業及び機器整備
	2. 福祉施設機器整備事業	・社会福祉施設 ・更生保護施設 〔認可施設 認可外施設〕	・平成30年度に施設による福祉サービス、更生保護に必要な機器整備、建物の補修等 ・平成29年度(当年度)に認可施設を創設又は増改築する際に係る機器整備 (今年度新設:31年度までの時限)
	3. 地域ふれあい支え合い助成事業	・市町域の福祉活動、更生保護活動団体 (地区社協、地区民協等)	・平成29年10月～平成30年3月に小地域の支援対象者(高齢者、障害児者、児童及び課題を抱えている方など)に対して行う福祉活動及び更生保護活動のための事業及び機器整備
	4. 使途選択募金	・福祉活動、更生保護活動団体等	・平成30年度に福祉課題を解決するための活動
歳末たすけあい募金	5. 歳末たすけあい事業 (地域福祉活動支援事業)	・市町社会福祉協議会	・平成29年度見舞金贈呈事業 ・平成29年度歳末時期の支援事業
NHK歳末たすけあい	6. NHK歳末たすけあい事業 (地域福祉活動支援事業)	・福祉、更生保護団体	・平成29年度年末年始支援活動
		・福祉施設、更生保護施設	・平成29年度年末年始施設利用者支援
		・社会的養護団体	・平成30年度進学等自立支援

募金 区分	助成区分	対象団体等	対象事業
	7. 災害緊急助成事業	・ 助成要綱等に規定する助成を受ける資格を有する施設、団体 ・ 罹災者（低所得者等）	災害緊急助成実施要領第1条に規定する地震、火災、風水害等の非常災害その他緊急の事態に機動的に対処するための助成を行う。 (1) 地震、火災、風水害等の非常災害により被災したものの復旧及び修理に要する経費 (2) 災害による罹災者（低所得者等）に対する見舞金 (3) 静岡県共同募金会災害支援制度実施要領の対象にならない災害における次の活動経費 ① ボランティア活動に係る経費 ② 災害ボランティアセンター、ボランティア団体（以下、「NPO」を含む。）の活動拠点事務所に係る経費 <u>(4) 災害ボランティア活動用資機材購入費（昨年新設：31年度までの時限）</u>

【70周年記念助成事業】 ※下線部分の助成事業

今年度は70周年記念助成事業として、2. 福祉施設機器整備事業に、「29年度（当年度）機器整備助成」をメニューに追加し、福祉施設の一層の整備促進を図る。

- ① 平成29年度（当年度）機器整備（29年度新設：31年度までの時限）
- ② 災害ボランティア活動用資機材購入費（28年度新設：31年度までの時限）

2 助成審査

寄付者の意思を助成事業に反映させるため、助成金の使いみちの透明性の向上を図り、効果的助成活動に努める。

(1) 地域福祉活動支援事業の「使途の見える化」

共同募金の助成を受けて行う市町社会福祉協議会の地域福祉活動支援事業では、「使途の見える化」を図るため助成基準の明確化を行い、市町社会福祉協議会に対して支援対象者への直接支援ではない事業の削減に努めるよう求める。

(2) 現地調査の実施

助成申請内容、活動主体の活動状況等を、把握するため配分委員による現地調査を行う。現地調査にあたり、調査対象の範囲、調査の視点、問題点等について事前に事務局で整理し、調査における公平性の確保を図る。

(3) 配分委員会の承認

社会福祉法第115条による配分委員会を開催し、申請内容を審査する。

(4) 助成決定

配分委員会の結果を踏まえ、理事会・評議員会の審議を経て助成の決定を行う。

なお、助成金の決定にあたっては、助成金交付式・成果事例発表会を行い、事業主体に対し共同募金の目的・対象・使途意識の高揚と募金活動への参画を促す。

3 助成活動の効果測定

- (1) 機器整備費については、助成先から使途指定事業の完了後直ちに「使途実施報告書・交付請求書」の提出を受け、実施内容について書面又は実地調査を行う。
- (2) ハード整備を伴わない活動（事業費）については、助成事業完了後1カ月以内に助成先から「精算報告書」の提出を受け、実施内容について書面又は実地調査を行う。
- (3) 市町社会福祉協議会については、「使途の見える化」を図るため、助成事業の実施状況について現況調査を行う。

4 受配者指定寄付金の受入れ及び審査

受配者指定寄付金に係る税制上の優遇措置については、取扱基準及び取扱細目に基き適正な運用を図る。

5 民間社会福祉資金の総合調整

- (1) 中央競馬馬主社会福祉財団の助成事業の推薦業務受託
- (2) 各種助成団体の補助、助成についての情報提供

第4 災害等への対応

1 災害たすけあいの実施

災害が発生し災害救助法が適用された場合は、必要に応じ関係機関との協力のもとに災害たすけあいを実施し、義援金の受入れ及び送金に関する業務を行う。

2 災害等準備金の積立及び助成・拠出

- (1) 災害救助法等の対象となる災害の発生に伴うボランティア活動や活動拠点事務所の立上げ、また損壊した福祉施設の建物、設備の復旧等を支援するため、社会福祉法の規定に基づき共同募金から災害等準備金を積立てる。
- (2) 災害等準備金による助成及び被災県への拠出は、全国統一の「災害支援制度運営要綱」、「災害支援制度実施要領」、「災害支援制度の細目及び基準」に基づき、迅速かつ適切に支援を実施する。

3 緊急等助成資金による助成

災害準備金の対象とならない地震、火災、風水害等の自然災害その他緊急事態等に機動的に対処するため、緊急等助成資金を活用し助成する。

なお、昨年度積み立てた繰越金部分（120,000千円）は計画的に取り崩し、助成財源とすることとしているため、この資金を原資とする次の2助成事業を、70周年記念事業（平成31年度までの時限事業）として実施する。（再掲）

- ① 平成29年度（当年度）機器整備（29年度新設）
- ② 災害ボランティア活動用資機材購入費（28年度新設）

第5 その他の活動

1 70周年記念事業の実施

共同募金運動創設 70 周年を記念し、次の事業を行い、共同募金運動の活性化を図る。

- (1) 70 周年記念助成の創設（再掲）
- (2) 70 周年記念ポスターの作成（再掲）
- (3) 70 周年記念共同募金運動の推進に関する宣言の実施（健康福祉大会）
- (4) 70 周年記念共同募金運動の推進に関する決議の採択（依頼中）
（民生委員児童委員協議会 100 周年記念大会）
- (5) 70 周年記念ロゴマークを活用した広報の実施（再掲）

2 70 周年答申・推進方策策への対応

平成 28 年度、中央共同募金会は、募金活動の運動性の再生を謳う 70 年答申への対応を定めた推進方策において、今後 3 年間で達成する重点共通の目標を掲げ、その実現のため、中央共同募金会、都道府県共同募金会と市町共同募金委員会はそれぞれ具体的な取り組みを行うこととした。

本会では、重点目標達成のため、平成 28 年度から 3 年間は下記のとおり取り組む。

(1) 重点目標

【推進方策における都道府県共同募金会の重点目標】

- ①運動性の再生に向けた市区町村共同募金委員会の支援
- ②都道府県共同募金会の機能強化

(2) 具体的な取り組みの内容と指標

実施項目	具体的な取り組み内容	推進の指標（目標）
①組織の改革	市町共同募金委員会会長、事務局長、担当者を対象とした勉強会の開催	開催回数（年 1 回）
	市町共同募金委員会への多様な人材の参画を促進	商工会議所、商工会への参加要請（年 1 回）
②助成計画の見直し	公募助成の拡大（使途選択募金の一般公募、助成先の発掘）	使途選択募金の参加団体数（15 件）
③募金の見直し	新たな募金ツールの開発・検討（テーマ型、寄付付き商品、社会貢献型自販機）	社会貢献型自販機の設置台数（700 台）
④助成の見直し	市町社会福祉協議会助成事業の助成基準の明確化に向けた現況調査の実施	現況調査箇所数（年 2～3 箇所）
⑤その他	民生委員制度 100 周年に合わせ民生委員児童委員協議会に「共同募金推進決議」を依頼	平成 29 年度の決議採択

(3) 進捗管理

取り組みの実効性を担保するため、毎年度、推進の指標（目標）の達成状況を理事会に報告し、進捗管理を行うとともに、取り組み内容と指標の見直しを行う。

3 社会福祉法改正への対応

今回の法改正で、経営組織のガバナンスが強化、事業運営の透明性の向上等が図られ、本会においても定款変更を行ったが、今年度は仕上げの年として法改正の趣旨に則った対応、運営を行い、寄付者に信頼される開かれた共同募金会を目指す。

(1) 運営協議会設置に向けた準備

従来、様々な意見をいただいていた評議員会の役割が変更され、定数も削減されたことから、新たに助成を受ける地域住民やボランティア団体等、関係者の幅広い意見を聴く場として「運営協議会」の設置に向けた準備を行う。

(2) 評議員への情報提供

評議員会が議決機関となり、原則年 1 回の開催になったことから、適切な議決をいただくために、適時適切に、募金運動の状況や本会の運営等に関する情報を評議員に提供する。

(3) 事業運営の透明性確保

国民に対する説明責任を果たすため、定款、事業計画書等を新たに閲覧に供するとともに、計算書類等、現況報告書、役員報酬基準を公表する。

4 法人の円滑な運営

(1) 法人の適正な運営

定款及び諸規程に基づき、理事会、配分委員会を開催し、着実に事業計画を推進するとともに、評議員会、監事監査を開催し、法人の適切な運営を図る。

(2) 情報公開の推進

事業運営の透明性を一層推進するため、ホームページでの公開のほか、情報公開の請求がなされたときは、情報公開規程に基づき情報の公開を行う。

(3) 関係機関との連携・協調

① 中央共同募金会主催の研修会・全国ミーティングと関東ブロック都県研究会等へ職員を参加、派遣し、情報収集、意見交換を行う。

② 社会福祉協議会等との連絡調整

県及び県内各市町社会福祉協議会、中央共同募金会その他関係団体と緊密に連絡を取り合うとともに、情報交換に努める。

特にブロック社会福祉協議会連絡会との意思疎通と意見交換を積極的に行い、募金と助成の好循環による円滑な運営に努める。

(4) 事務事業合理化の推進

事務事業の円滑・効果的な運営を図るため、引続き事務の合理化に努めるとともに、必要に応じ諸規程等の見直し、改正を行う。

(5) 会計事務の適正な執行

法人の財政状態及び収支の状況を正確かつ明瞭にし、内部牽制を励行することで、寄付者を含む関係者の負託に応えられるように努める。

また、経理事務・財務管理については、経理規程により適切に執行するとともに、公認会計士の指導・監査を受ける。

静岡県共同募金会 平成29年度スケジュール

年月	募金活動	助成活動	その他の活動	会議等
4		・申請受付開始 (福祉施設団体)		中央：都道府県共同募金会職員研修会(27～28日)
5		助成計画(案)作成 ・申請受付開始 (社協・使途選択・地域ふれあい)		本会：監事監査 本会：理事会
6		・配分委員会の開催	募金・広報資料の作成、購入	本会：評議員会 本会：理事会 中央：評議員会(22日)
7	寄付依頼の開始	募金計画(案)作成		本会：理事会 中央：都道府県共同募金会常務理事事務局長会議(5～6日) 中央：赤い羽根全国ミーティング(13～14日)
8		・使途選択参加団体審査	募金・広報資料の発送	本会：市町事務担当者打合せ
9		・配分委員による現地調査 ・申請受付開始(福祉施設・NHK歳末)	募金計画の公告	
10	■共同募金運動 街頭キャンペーン(10/1)	・助成金交付式 (地域ふれあい)		静岡県健康福祉大会(25日予定)
11				全国社会福祉大会(22日)
12	■歳末たすけあい募金(12/1～31) ■NHK歳末たすけあい(12/1～25)	・歳末たすけあい・NHK歳末たすけあい助成		
1	■使途選択募金開始 ■創業記念募金活動	・配分委員による現地調査		
2		・配分委員会の開催	市町委員会仮決算	中央：都道府県共同募金会常務理事事務局長会議(9日)
3	共同募金運動終了	・助成金交付式	決算	本会：理事会 中央：評議員会(8日) 本会：市町事務担当者打合せ
通年	自動販売機・募金箱 中央共同募金会 各種募金活動団体会議での依頼活動(随時)			ブロック社会福祉協議会への参加(随時)